

ふれあいランド岩手支援事業福祉体験等協力事業実施要領

[沿革] 平成 24 年 6 月 4 日 制定
平成 28 年 3 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 「ふれあいランド岩手」(以下「ランド」という。)において、障がい者や高齢者等に対する理解を深めるために、福祉体験等の活動を希望する学校その他の団体に対して協力支援することを目的とする。

(受付期間)

第 2 4 月から翌年 1 月までとする。原則として、2 月・3 月は受付しないこととする。
2 原則として、活動希望日の 2 ヶ月前までとする。
3 スポーツの支援事業と合わせての活動を希望する場合は 2 ヶ月前の 10 日までとする。(それ以降は、調整及び対応ができない場合があります。)

(協力内容)

第 3 活動協力の内容は次のとおりとする。

- (1) ランドの施設見学
- (2) その他、依頼団体が希望する内容
[例] 補助犬法及び補助犬に関すること
下肢・視覚・聴覚障がいの理解に関すること
簡易疑似体験(車イス操作・白杖・手話等)
高齢者について理解を深める体験 他

(受入手順)

第 4 活動を希望する団体から問い合わせがあった場合は、福祉見学・体験学習等依頼申込書(別紙 1)の提出を求め、必要事項を確認する。
(1) 申請団体への確認事項(希望団体の情報)
① 体験を希望する日程・内容
② 前年度の取り組み状況
③ その他、必要事項
(2) ランドから伝える事項
① ボランティア団体の都合、及び、施設の貸切状況により受入の可否・日程等が確定すること
② 指導ボランティアに対する交通費は依頼団体負担であること
③ その他、必要事項

(活動までの準備)

第 5 申込書を受理し、福祉体験等協力事業活動依頼受付(報告)書(別紙 2)を作成・供覧処理するとともに、受入回答について起案・送付する
(1) 申請団体に対し活動計画(案)を提示する
(2) 指導ボランティアの協力を要する場合は連絡及び調整する
(3) 申請団体より同意を得た活動計画(案)を指導担当ボランティアへ送付する
(4) 申請団体より希望がある場合は活動内容等について打ち合わせを行う。
(5) その他

(指導(対応)者)

第 6 受入し活動支援を担当者は次のとおりとする。
(1) ふれあいランド岩手職員
(2) 登録ボランティア(団体及び個人)
(3) その他(ふれあいランド岩手職員の対応が困難な場合は別途検討する)

(諸経費)

第 7 外部指導協力者(ボランティア)に対する交通費程度を依頼団体に負担いただくこととする。

活動の受入に係る職員に対しての諸謝金は無料とする。

(出前・出張による体験指導等)

第8 車いす・白杖の体験を学校等での実施を希望する場合は、指導団体(指導ボランティア)等を紹介することとする。

2 ランドが管理する体験用具の貸出を希望する場合は、福祉体験用具等借用申込書(別紙3)の提出を求め、依頼団体が運搬・管理を行うこととする。(指導ボランティア団体及びランドは貸し出しのための運搬は行わない。)

3 職員による各種講義等を希望された場合、原則として対応しないが、本事業の目的を達成されると判断された場合は、職員内部での調整により対応することとする。

(所掌事務)

第9 本事業の所掌事務は、管理指導グループが行う。

附 則

1 この要領は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年3月1日から施行する。